

半 期 報 告 書

(第2期中) 自 平成13年4月1日
至 平成13年9月30日

株式会社みずほホールディングス

(501-085)

半 期 報 告 書

(第2期中) 自 平成13年4月1日
至 平成13年9月30日

関 東 財 務 局 長 殿

平成13年12月25日提出

会 社 名 株式会社みずほホールディングス

英 訳 名 Mizuho Holdings, Inc.

代表者の役職氏名 取締役社長 杉 田 力 之

本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 電話番号 東京 03 (5224) 1111 (大代表)

連絡者 主 計 部 長 畠 山 督

最寄りの連絡場所 同 上 電話番号 同 上

連絡者 同 上

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目6番10号

(本書面の枚数 表紙共54枚)

目 次

	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 事業の内容	5
3. 関係会社の状況	5
4. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	22
3. 対処すべき課題	23
4. 経営上の重要な契約等	24
5. 研究開発活動	24
第3 設備の状況	25
1. 主要な設備の状況	25
2. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
(1) 株式の総数等	26
(2) 発行済株式総数、資本金等の状況	40
(3) 大株主の状況	41
(4) 議決権の状況	43
2. 株価の推移	44
3. 役員の状況	44
第5 経理の状況	45
・ 中間監査報告書	
1. 中間連結財務諸表等	49
(1) 中間連結財務諸表	49
① 中間連結貸借対照表	49
② 中間連結損益計算書	51
③ 中間連結剰余金計算書	52
④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書	53
(2) その他	93
・ 中間監査報告書	
2. 中間財務諸表等	97
(1) 中間財務諸表	97
① 中間貸借対照表	97
② 中間損益計算書	99
(2) その他	102
第6 提出会社の参考情報	103
第二部 提出会社の保証会社等の情報	104

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(1) 当中間連結会計期間及び最近連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成13年度 中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日〕	平成12年度 〔自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日〕
連結経常収益	百万円 2,773,713	百万円 5,756,975
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円 △391,022	百万円 574,857
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円 △264,637	
連結当期純利益		百万円 211,260
連結純資産額	百万円 5,301,350	百万円 6,254,270
連結総資産額	百万円 163,736,959	百万円 163,455,480
連結ベースの1株当たり 純資産額	円 347,158.69	円 450,667.56
連結ベースの1株当たり 中間純利益 (△は連結ベースの1株 当たり中間純損失)	円 △28,753.60	
連結ベースの1株当たり 当期純利益		円 20,524.13
連結ベースの潜在株式 調整後1株当たり中間 純利益	円 —	
連結ベースの潜在株式 調整後1株当たり当期 純利益		円 20,109.99
連結自己資本比率 (国際統一基準)	% 10.53	% 11.39
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円 1,151,524	百万円 2,918,798
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円 △267,101	百万円 △3,362,193
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円 △242,025	百万円 △334,763
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円 2,869,251	
現金及び現金同等物の 期末残高		百万円 2,219,805
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人 55,066 〔18,409〕	人 53,503 〔17,739〕

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
3. 連結ベースの1株当たり当期純利益及び連結ベースの1株当たり中間純損失は、連結当期純利益、連結中間純損失から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
4. 平成13年度中間連結会計期間の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、連結ベースの1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の9の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国際統一基準を採用しております。
6. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 当社の当中間会計期間及び最近事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第1期
決算年月	平成13年9月	平成13年3月
営業収益	百万円 110,346	百万円 114,020
経常利益	百万円 99,408	百万円 99,293
中間(当期)純利益	百万円 98,294	百万円 97,764
資本金	百万円 2,572,000	百万円 2,572,000
発行済株式総数	株 普通株式 9,205,856 優先株式 1,115,411	株 普通株式 9,205,856 優先株式 1,115,411
純資産額	百万円 6,616,288	百万円 6,561,407
総資産額	百万円 7,467,059	百万円 7,412,632
1株当たり中間(年間)配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円 普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第二種優先株式 — 第三回第三種優先株式 — 第四回第四種優先株式 — 第五回第五種優先株式 — 第六回第六種優先株式 — 第七回第七種優先株式 — 第八回第八種優先株式 — 第九回第九種優先株式 — 第十回第十種優先株式 —	円 普通株式 7,000 第一回第一種優先株式 22,500 第二回第二種優先株式 8,200 第三回第三種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 7,500 第六回第六種優先株式 42,000 第七回第七種優先株式 11,000 第八回第八種優先株式 8,000 第九回第九種優先株式 17,500 第十回第十種優先株式 5,380 普通株式 3,500 第一回第一種優先株式 11,250 第二回第二種優先株式 4,100 第三回第三種優先株式 7,000 第四回第四種優先株式 23,800 第五回第五種優先株式 3,750 第六回第六種優先株式 21,000 第七回第七種優先株式 5,500 第八回第八種優先株式 4,000 第九回第九種優先株式 8,750 第十回第十種優先株式 2,690
自己資本比率	% 88.60	% 88.51
従業員数	人 420	人 424

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第1期の1株当たり配当額には株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の平成13年3月期中間配当金に代えて、平成12年9月27日時点における各行の株主に対して、当社より交付した株式移転交付金の金額を含んでおります。平成13年3月期の1株当たり中間配当額として記載しているものは当該移転交付金の金額です。

2. 事業の内容

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3. 関係会社の状況

(1) 当中間連結会計期間において、当社の関連会社から子会社に変更となった会社は次のとおりであります。

ユーシーカード株式会社

ユーシーカードシステム株式会社

(2) 当中間連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。

(3) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

安田ユニオンクレジット株式会社

Fuji Bank International, Inc.

株式会社富士総研システム開発

エフエーエス興産株式会社

Banque IBJ (France) S.A.

The CIT Group, Inc.

China Kang Fu International Leasing Co., Ltd.

大東証券株式会社

共同コンピュータサービス株式会社

スリーアイ興銀パイアウト株式会社

Nomura IBJ Global Investment Advisors, Inc.

(4) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社（並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分非適用の関連会社）は次のとおりであります。

(連結子会社)

名 称	住 所	資 本 金 又 出 資	主 要 な 事 業 の 内 容	議 決 権 の 所 有 (又 は 被 所 有) 割 合	当 社 と の 関 係 内 容					摘 要
					役 員 の 兼 任 等	資 援	金 助	営 業 上 の 取 引	設 備 の 貸 借	
株式会社みずほビジネスサービス	東京都 渋谷区	百万円 30	事務受託 業務	% 100.0 (100.0)	人 —	—	—	—	—	—
ウィンカムプロパティ投信株式会社	東京都 千代田区	百万円 656	投資信託 委託業務 投資法人資 産運用業務	78.7 (78.7)	—	—	—	—	—	—
株式会社日本投資環境研究所	東京都 千代田区	百万円 250	コンサルティング 業務、情報 提供サービス 業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—	—
その他18社										

(持分法適用関連会社)

名 称	住 所	資 本 金 又 出 資	主 要 な 事 業 の 内 容	議 決 権 の 所 有 (又 被 所 有) 割 合	当 社 と の 関 係 内 容					摘 要
					役 員 兼 任	の 等 資 援	金 助 の	営 業 上 引 取	設 備 の 借 貸	
株式会社ワールド ゲートウェイ	東京都 千代田区	百万円 300	貿 易 金 融 EDI に 関 する 情 報 通 信 事 業	% 25.0 (25.0)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
 2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
 3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
 4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）であります。

4. 従業員の状況

(1) 連結会社における従業員数

平成13年9月30日現在

従 業 員 数
55,066人 (18,409人)

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員18,641人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、（ ）内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成13年9月30日現在

従 業 員 数
420人

- (注) 1. 当社従業員は全員、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行からの出向者であります。なお、執行役員15人は従業員数に含めておりません。
 2. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

(1) 業績

(金融経済環境)

我が国経済につきましては、米国景気の減速を契機とした生産活動の大幅な減少の影響が、雇用・所得面にまで波及しており、景気の悪化が続いております。純輸出、設備投資が減少しているほか、住宅投資も低調に推移しており、個人消費も軟化傾向にあります。また、米国における同時多発テロ事件の世界経済への影響も懸念されており、景気の先行きに対する不透明感が高まっております。こうした中で、日本銀行は平成13年8月に追加的な金融緩和を実施するとともに、その効果浸透を図るため、9月には公定歩合の引下げを行いました。また、政府は構造改革推進のために、9月に改革工程表を、そして10月には改革先行プログラムのとりまとめを行いました。

金融界では、金融ビッグバンが着実に進展するとともに、金融機関の統合や提携など本格的な金融再編が進む一方、異業種からの金融業への参入が行われるなど、金融機関の競争が一段と活発化しております。

(業績の概要)

当中間連結会計期間の収益の状況をみますと、資金運用収支は、国内で6,081億円、海外は1,519億円、相殺消去後で7,471億円となりました。信託報酬は国内で217億円、海外は3億円、相殺消去後で221億円となり、役務取引等収支は、国内で1,814億円、海外は372億円、相殺消去後で2,177億円となりました。また、特定取引収支は国内で801億円、海外は198億円、相殺消去後で1,000億円となり、その他業務収支は、国内で1,387億円、海外は147億円、相殺消去後で1,513億円となりました。営業経費は6,378億円となり、その他株式関係損益や与信関係費用などにより、連結経常損失は3,910億円となり、連結中間純損失は2,646億円となりました。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表をみますと、貸出金は前連結会計年度末対比1兆6,990億円減少し90兆5,876億円となり、有価証券は同2兆2,607億円減少し25兆8,017億円となり、資産の部合計は163兆7,369億円となりました。預金は前連結会計年度末対比2兆6,920億円増加し70兆168億円となり、債券は同1兆1,325億円減少し16兆7,157億円となり、負債の部合計は157兆6,698億円となりました。資本の部合計はその他有価証券の時価評価に伴い当中間連結会計期間からその他有価証券評価差額金△6,917億円を計上したことなどにより、5兆3,013億円となりました。

連結自己資本比率（国際統一基準）は10.53%となっております。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、欧州、アジア・オセアニアに区分して記載しております。連結経常損失3,910億円は、主として日本において損失を計上したことによるものです。海外経常収益は連結経常収益2兆7,737億円のうち7,254億円となっております。

なお、連結会社は銀行業以外の業務も営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況をみますと、営業活動によるキャッシュ・フローは1兆1,515億円の増加となり、投資活動によるキャッシュ・フローは2,671億円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは2,420億円の減少となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、2兆8,692億円となりました。

(3) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間は、資金運用収支は7,471億円、信託報酬は221億円、役務取引等収支は2,177億円、特定取引収支は1,000億円、その他業務収支は1,513億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
資 金 運 用 収 益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,038,920	661,347	84,176	1,616,091
資 金 調 達 費 用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	430,785	509,423	71,266	868,942
資 金 運 用 収 支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	608,134	151,924	12,910	747,148
信 託 報 酬	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	21,740	390	7	22,123
役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	218,518	49,584	3,535	264,567
役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	37,058	12,312	2,525	46,845
役 務 取 引 等 収 支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	181,460	37,272	1,009	217,722
特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	80,198	19,806	—	100,004
特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特 定 取 引 収 支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	80,198	19,806	—	100,004
そ の 他 業 務 収 益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	334,151	26,517	2,400	358,268
そ の 他 業 務 費 用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	195,400	11,722	180	206,942
そ の 他 業 務 収 支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	138,750	14,795	2,219	151,326

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社（海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(4) 国内・海外別資金運用/調達の状況

当中間連結会計期間は、資金運用勘定の平均残高は1,289,141億円、利息は16,160億円、利回りは2.50%となり、資金調達勘定の平均残高は1,273,661億円、利息は8,781億円、利回りは1.37%となりました。

① 国内

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	110,996,005	1,038,920	1.87%
う ち 貸 出 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	77,022,834	709,074	1.84
う ち 有 価 証 券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	26,184,834	250,520	1.91
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,069,012	2,397	0.44
う ち 買 現 先 勘 定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,552,433	431	0.05
う ち 預 け 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	2,781,318	24,037	1.72
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	110,233,772	440,022	0.79
う ち 預 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	59,212,219	126,469	0.42
う ち 譲 渡 性 預 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	11,676,814	4,988	0.08
う ち 債 券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	17,450,440	85,915	0.98
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	8,175,258	6,525	0.16
う ち 売 現 先 勘 定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	2,624,105	572	0.04
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,270,914	1,147	0.18
う ち 借 用 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	3,777,602	58,811	3.11

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。
2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平均残高	利 息	利 回 り	
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	21,399,012	661,347	6.18%	
	う ち 貸 出 金	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	13,387,989	403,373	6.02
	う ち 有 価 証 券	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	1,305,806	45,285	6.93
	うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	674,338	6,764	2.00
	う ち 買 現 先 勘 定	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	2,226,552	143,007	12.84
	う ち 預 け 金	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	1,955,769	37,340	3.81
	資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	20,024,527	509,423	5.08
う ち 預 金		前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	9,788,510	166,105	3.39
う ち 譲 渡 性 預 金		前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	480,151	11,609	4.83
う ち 債 券		前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形		前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	176,318	4,614	5.23
う ち 売 現 先 勘 定		前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	4,879,418	190,150	7.79
うちコマーシャル・ペーパー		前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	466,031	11,046	4.74
う ち 借 用 金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,093,296	10,133	1.85	

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

③ 合計

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高			利 息			利回り
		小 計	相殺消去額(△)	合 計	小 計	相殺消去額(△)	合 計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	132,395,018	3,480,866	128,914,152	1,700,268	84,176	1,616,091	2.50%
うち貸出金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	90,410,824	634,442	89,776,381	1,112,448	16,320	1,096,127	2.44
うち有価証券	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	27,490,640	683,330	26,807,310	295,806	18,459	277,346	2.06
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,743,351	2,340	1,741,011	9,161	23	9,138	1.05
うち買現勘	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	3,778,986	-	3,778,986	143,439	-	143,439	7.59
うち預け金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	4,737,087	521,820	4,215,266	61,377	9,237	52,139	2.47
資金調達勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	130,258,299	2,892,104	127,366,194	949,446	71,266	878,179	1.37
うち預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	69,000,730	440,572	68,560,157	292,574	8,708	283,865	0.82
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	12,156,966	-	12,156,966	16,598	-	16,598	0.27
うち債券	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	17,450,440	-	17,450,440	85,915	-	85,915	0.98
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	8,351,577	4,938	8,346,639	11,139	85	11,053	0.26
うち売現勘	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	7,503,523	2,413	7,501,110	190,722	-	190,722	5.08
うちコマーシャルペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,736,946	-	1,736,946	12,193	-	12,193	1.40
うち借入金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	4,870,898	790,297	4,080,601	68,945	22,555	46,389	2.27

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(5) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、役務取引等収益は2,645億円、役務取引等費用は468億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	218,518	49,584	3,535	264,567
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	31,581	33,119	3	64,697
うち為替業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	55,347	2,049	4	57,391
うち証券関連業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	37,946	3,095	659	40,381
うち代理業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	15,939	52	0	15,992
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4,750	693	40	5,403
うち保証業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	11,489	5,081	703	15,867
うち信託関連業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	9,869	—	—	9,869
役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	37,058	12,312	2,525	46,845
うち為替業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	13,593	80	48	13,626

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(6) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間は、特定取引収益は1,000億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	80,198	19,806	—	100,004
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	12,755	8,803	—	21,558
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	2,225	1,413	—	3,639
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	64,235	9,347	—	73,583
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	982	241	—	1,224
特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末は、特定取引資産は110,191億円、特定取引負債は63,734億円となりました。

（金額単位 百万円）

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
特 定 取 引 資 産	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	9,810,153	3,291,693	2,082,715	11,019,131
うち商品有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	3,891,957	1,370,015	—	5,261,972
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,524	—	15	1,509
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	20,803	253,130	—	273,934
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	196	1,009	944	262
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	3,824,467	1,667,537	2,081,755	3,410,249
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	2,071,203	—	—	2,071,203
特 定 取 引 負 債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	5,152,312	3,303,898	2,082,715	6,373,495
うち売付商品債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,590,764	1,034,802	—	2,625,567
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	741	—	15	726
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	73,705	—	73,705
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	278	1,689	944	1,023
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	3,560,527	2,193,701	2,081,755	3,672,473
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(7) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高(未残)

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計	
預 金	流 動 性 預 金	前中間連結会計期間				
		当中間連結会計期間	27,729,574	441,720	13,861	28,157,433
	定 期 性 預 金	前中間連結会計期間				
		当中間連結会計期間	28,795,075	7,877,710	346,701	36,326,084
	そ の 他	前中間連結会計期間				
		当中間連結会計期間	5,225,930	384,202	76,756	5,533,377
合 計	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	61,750,581	8,703,633	437,320	70,016,895	
譲 渡 性 預 金	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	14,752,750	428,763	—	15,181,513	
総 合 計	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	76,503,331	9,132,397	437,320	85,198,408	

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。
 4. 預金の区分は次のとおりであります。
 ① 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 ② 定期性預金=定期預金+定期積金

(8) 国内・海外別債券残高の状況

○債券の種類別残高(未残)

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	合 計
債 券	利 付 興 業 債 券	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	11,747,208	—
割 引 興 業 債 券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	4,941,609	—	4,941,609
外 貨 建 興 業 債 券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	26,898	—	26,898
合 計	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	16,715,716	—	16,715,716

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 利付興業債券には、「利付興業債券(利子一括払)」を含んでおります。

(9) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況 (残高・構成比)

(金額単位 百万円)

業 種 別	平成13年9月30日	
	貸出金残高	構 成 比
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	78,082,806	100.00%
製 造 業	11,971,451	15.33
農 業	98,767	0.13
林 業	3,574	0.00
漁 業	66,642	0.09
鉱 業	91,208	0.12
建 設 業	2,941,294	3.77
電気・ガス・熱供給・水道業	1,633,944	2.09
運 輸 ・ 通 信 業	4,355,888	5.58
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	11,156,036	14.29
金 融 ・ 保 険 業	9,374,276	12.01
不 動 産 業	8,743,275	11.20
サ ー ビ ス 業	12,034,407	15.41
地 方 公 共 団 体	232,266	0.30
そ の 他	15,379,772	19.68
海外及び特別国際金融取引勘定分	12,504,872	100.00%
政 府 等	423,712	3.39
金 融 機 関	290,330	2.32
そ の 他	11,790,829	94.29
合 計	90,587,678	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社 (海外店を除く) であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高 (国別)

(金額単位 百万円)

期 別	国 別	外国政府等向け債権残高
平成13年9月30日	インドネシア共和国	199,176
	その他 (7か国)	2,840
	合計	202,017
	(資産の総額に対する割合)	(0.12 %)

(注) 「特定海外債権引当勘定」の対象となる債権残高を記載しております。

(10) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高（末残）

（金額単位 百万円）

種 類		期 別	国 内	海 外	合 計
有 価 証 券	国 債	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	11,683,342	—	11,683,342
	地 方 債	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	400,325	—	400,325
	社 債	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	1,099,675	38,277	1,137,952
	株 式	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	6,649,192	—	6,649,192
	そ の 他 の 証 券	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	4,732,635	1,198,336	5,930,971
	合 計	前中間連結会計期間			
		当中間連結会計期間	24,565,171	1,236,614	25,801,785

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（除く海外店）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の9の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

（金額単位 百万円）

項	目	平成13年9月30日
基 本 的 項 目	資 本 金	2,569,948
	うち非累積的永久優先株	1,053,116
	新 株 式 払 込 金	—
	資 本 準 備 金	2,203,747
	連 結 剰 余 金	801,612
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分	761,986
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	497,145
	その他有価証券の評価差損（△）	709,303
	為 替 換 算 調 整 勘 定	△128,672
	営 業 権 相 当 額 （ △ ）	39
	連 結 調 整 勘 定 相 当 額 （ △ ）	107,996
計 (A)	5,391,283	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	321,145	
補 完 的 項 目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	399,883
	一 般 貸 倒 引 当 金	877,212
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	4,727,853
	うち永久劣後債務等（注2）	1,994,650
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	2,733,202
計	6,004,949	
うち自己資本への算入額（B）	5,391,283	
準 補 完 的 項 目	短 期 劣 後 債 務	—
	うち自己資本への算入額（C）	—
控 除 項 目	控 除 項 目（注4）（D）	127,565
自 己 資 本 額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	10,655,002
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 （ オ ン ・ バ ラ ン ス ） 項 目	91,538,781
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	8,334,519
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (F)	99,873,300
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	1,255,582
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	100,446
	計 (F) + (G) (I)	101,128,883
連結自己資本比率（国際統一基準） = $\frac{E}{I} \times 100$		10.53%

(注) 1. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

また、当該欄には海外連結子会社の発行する累積型永久優先株も含まれております。

3. 告示第5条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

(※) 優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

1. 株式会社富士銀行（以下「当行」という。）発行優先出資証券の概要

発行体	Fuji JGB Investment L.L.C.
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当 (ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	6月及び12月の最終営業日
発行総額	16億米ドル（ただし、「基本的項目」への算入額は発行時の費用等を差引後）
払込日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く）。 ①当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、且つ本優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ②当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算の会社更生計画の認可がなされた場合 ③当行優先株式（注2）への配当が停止され且つ当行が発行体に対し当行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか若しくは本優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ④当行の株式に対する一切の配当が停止され、且つ本優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合
強制配当事由	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。
配当制限	定めなし
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同順位

(注) 1. 配当禁止通知

配当支払日の10日以上前にFuji JGB Investment Holdings Inc.（米国における発行体の中間持株会社）が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間および12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

2. 株式会社日本興業銀行（以下「当行」という。）発行優先出資証券の概要

発行体	IBJ Preferred Capital Company L. L. C.	IBJ Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	変動配当（ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	6月及び12月の最終営業日	6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	1,760億円
払込日	平成10年2月23日	平成11年3月15日
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く） ① 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、且つ本優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ② 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 ③ 当行優先株式（注2）への配当が停止され、且つ当行が発行体に対し当行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか若しくは本優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ④ 当行の株式に対する一切の配当が停止され、且つ本優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合	以下のいずれかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない ① 当行が発行体に対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 ② 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当行の配当可能利益（注5）または予想配当可能利益（注6）が、当行優先株式（注2）及びIBJ Preferred Capital (Cayman) Limitedが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となるまたはなることが予想される旨を記載した配当可能利益制限証明書を当行が発行体に交付した場合 ④ 当行が発行体に対して、本優先出資証券（注7）への配当を停止する旨を指示した通知を送付した場合（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。）
強制配当事由	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。	当行普通株式について配当を実施した場合、当該営業年度が終了する暦年の6月及び12月に本優先出資証券（注7）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されている場合、配当制限または配当可能利益制限に抵触する場合にはこの限りではない。
配当可能利益制限	定めなし	本優先出資証券（注7）への配当額は、当行の配当可能利益（注5）及び予想配当可能利益（注6）から、当行優先株式（注2）及びIBJ Preferred Capital (Cayman) Limitedが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余额の範囲内でなければならない（注8）。
配当制限	定めなし	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本優先出資証券（注7）への配当も同じ割合で減額される
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同順位	当行優先株式（注2）と同順位

(注) 1. 配当禁止通知

配当支払日の10日以上前にIBJ Preferred Capital Holdings Inc.（米国における発行体の中間持株会社）が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

4. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が発行体に対して交付する証明書（ただし損失補填事由が以下の④の場合には、交付は当行の裁量による）をいい、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。①当行によりもしくはそれに対して、清算手続が開始され、または当行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、②会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生手続の開始、破産法に基づく強制和議の債権者集会開催通知の送付がなされた場合、③監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、④自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回った場合、⑤債務不履行またはその恐れのある場合、⑥債務超過の場合。

5. 配当可能利益

その時点での一会計年度における、商法第290条及び長期信用銀行法により当行の株主に分配することが認められる当行の利益をいう。

6. 予想配当可能利益

当行の経営陣が予想する、その時点での会計年度の翌会計年度における配当可能利益をいう。

7. 本優先出資証券

IBJ Preferred Capital (Cayman) Limitedが今後新たに優先出資証券を発行する場合は、当該優先出資証券を含む。

8. 配当可能利益制限における「残余額の範囲」

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

なお、IBJ Preferred Capital (Cayman) Limited以外の当行連結子会社が、今後本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券（パリティ証券）を発行した場合は、本優先出資証券と、パリティ証券の配当予定額の合計が上記残余額の範囲内であればならない。

2. 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社かつ長期信用銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3. 対処すべき課題

金融界では、金融ビッグバンが着実に進展するとともに、金融機関の統合や提携など本格的な金融再編が進む一方、異業種からの金融業への参入が行われるなど、金融機関の競争が一段と活発化しております。

こうした環境下、みずほフィナンシャルグループは、経営ビジョンで掲げている「最先端の総合金融サービスで、新時代をリードする革新的フィナンシャルグループ」の実現に向け、ますます多様化・高度化するお客さまのニーズに的確・迅速に応える「顧客対応力」と、財務体質の抜本強化、収益基盤の変革による経営基盤強化を通じ「信用力」をさらに高めることにより、競争優位の確保を図ってまいります。

具体的には、お客さまへ最高のサービス提供を追求する「CS（お客さま満足度）向上」、事業戦略を支えるインフラ整備や戦略的事業に対するシステムサポートを推進する「IT戦略」、充実した海外ネットワークを活かし、最も信頼されるグローバルパートナーとして、アレンジャー業務、M&A等のアドバイザリー業務、CMS等の多彩なサービスを国内外の企業に提供する「グローバル戦略」、お客さまのニーズに即応できる利便性の高いチャンネルネットワークの構築・拡充を図る「チャンネル戦略」、時代の変化を先取りした最高水準のサービス提供を可能とする新たなビジネスモデル創造への取り組みを図る「e-ビジネス」、債権流動化業務、ローンシンジケーション業務を積極展開し、ストック型からフロー型ビジネスモデルへの展開を図ることにより、資産効率の向上に取り組むべく「資産流動化・シンジケーション業務」を引き続き当面の主要な重点課題として推進してまいります。

また、確定拠出年金サービス株式会社、株式会社エムタウン、資産管理サービス信託銀行株式会社、ウィンカムプロパティ投信株式会社、株式会社ワールドゲートウェイ等の戦略プロジェクトを積極的に展開し、一段と充実させてまいります。

さらに、今後も、お客さま第一の経営姿勢に徹し、みずほフィナンシャルグループの総力を結集して多様化・高度化するお客さまのニーズに合った商品・サービスの拡充を図ってまいります。具体的には、個人のお客さま向けに、平成13年4月より第一勧業銀行・富士銀行において保険商品の取扱いを開始し、「みずほ住宅ローン用火災保険」「住宅ローン関連債務返済支援保険」「海外旅行傷害保険」の販売を実施しております。また、ATM等における第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の3行間振込については、本支店あて振込手数料の適用を開始しております。引き続き戦略商品の開発・販売、ローン業務などにおける商品内容の充実を積極的に推進してまいります。法人のお客さまに関しましては、5月に投資銀行業務の体制を改編し、3行において取扱っていた同業務のみずほ証券に集約、主要な投資銀行業務をフルラインで取扱う体制を確立いたしました。今後とも、みずほフィナンシャルグループとして最新の情報と最先端の金融技術によるベストソリューションの提供等を行えるよう、営業体制の一層の充実を図ってまいります。

また、不良債権処理を一段と促進することを経営の最重要課題の一つと位置付け、従来にも増して不良債権処理の回収促進に努めるとともに、国内景気の足踏みによる取引先の業況悪化及び担保不動産価値の下落等を踏まえ、将来の損失発生に備え引当を積み増したほか、不良債権の最終処理も積極的に進めております。

上記課題への対処と並行して、みずほフィナンシャルグループは、当社の下で一体運営を行い、お客さまが求める高度な専門性に富んだ金融サービスを提供するため、また、今後のさまざまな環境変化に対して機動的に対応するため、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営の実現に向けて取り組んでまいります。

具体的には、関係当局の認可等を前提として、平成14年4月に第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行の3行を統合・再編し、個人、国内一般事業法人及び地方公共団体を主要なお客さまとする「みずほ銀行」と、大企業、金融法人、公団・事業団及び海外の企業を主要なお客さまとする「みずほコーポレート銀行」の2つの銀行を立ち上げると同時に、みずほ証券、みずほ信託銀行も当社の直接の子会社とする予定としております。

このように、みずほフィナンシャルグループは、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営の実現と併せ、経営効率の向上と事業分野、機能面における特色・強みの結合を実現することにより、我が国を代表する総合金融グ

グループとして日本の金融界・経済社会の発展に貢献するとともに、世界の一流金融機関としてグローバルトップ5を目指してまいります。10月には、そうした「みずほブランド」を象徴する新しいシンボルマーク「ブランドロゴ」と「ブランドカラー」、そして「ブランドステートメント『Value Communication』」を決定しました。今後はこれらを様々なコミュニケーション活動において、統一的に展開し、「みずほブランド」の効果的な浸透を図ってまいります。また、金融サービスの提供にあたりましては、引き続きお客さま・お取引先との「心のふれあい」を大切に、常にお客さま本位の経営姿勢を徹底してまいります。

4. 経営上の重要な契約等

当社は、当連結会計年度中に、関係当局の認可等を前提に、みずほ証券およびみずほ信託銀行を当社の直接子会社とするための会社分割契約を、関係当事者間で締結する予定です。

また、当社の完全子会社である第一勧業銀行、富士銀行および日本興業銀行は、当連結会計年度中に、関係当局の認可等を前提に、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行に統合・再編するための会社分割および合併契約を関係当事者間で締結する予定です。

5. 研究開発活動

該当ありません。

第3 設備の状況

1. 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2. 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社につきましては、重要な設備の新設、除却等はありません。

(2) 連結子会社

前連結会計年度末に計画しておりました、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行との統合ニューヨーク支店の改修工事につきましては、去る、9月11日発生いたしました米国多発テロ事件により改修中のビルが倒壊したので計画の中止を余儀なくされました。

なお、新しい拠点の計画につきましては、現在検討中であります。

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

種 類	会社が発行する株式の総数	摘 要
普 通 株 式	25,000,000株	—
第 一 種 優 先 株 式	33,000株	—
第 二 種 優 先 株 式	100,000株	—
第 三 種 優 先 株 式	100,000株	—
第 四 種 優 先 株 式	150,000株	—
第 五 種 優 先 株 式	52,411株	—
第 六 種 優 先 株 式	150,000株	—
第 七 種 優 先 株 式	125,000株	—
第 八 種 優 先 株 式	125,000株	—
第 九 種 優 先 株 式	140,000株	—
第 十 種 優 先 株 式	140,000株	—
計	26,115,411株	(注)

(注) 当社定款第5条に次のとおり規定しております。

「当社が発行する株式の総数は、26,115,411株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普 通 株 式	2,500万株
第一種の優先株式	33,000株
第二種の優先株式	100,000株
第三種の優先株式	100,000株
第四種の優先株式	150,000株
第五種の優先株式	52,411株
第六種の優先株式	150,000株
第七種の優先株式	125,000株
第八種の優先株式	125,000株
第九種の優先株式	140,000株
第十種の優先株式	140,000株

種 類	発 行 数		上場証券取引所 名又は登録証券 業 協 会 名	摘 要
	中間会計期間末現在 (平成13年9月30日)	提出日現在 (平成13年12月25日)		
普通株式	9,205,856.53株	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ロンドン証券取引所	議決権あり (注) 1.
第 一 回 第 一 種 優 先 株 式	33,000株	同左	—	(注) 2.
第 二 回 第 二 種 優 先 株 式	100,000株	同左	—	(注) 3.
第 三 回 第 三 種 優 先 株 式	100,000株	同左	—	(注) 4.
第 四 回 第 四 種 優 先 株 式	150,000株	同左	—	(注) 5.
第 五 回 第 五 種 優 先 株 式	52,411株	同左	—	(注) 6.
第 六 回 第 六 種 優 先 株 式	150,000株	同左	—	(注) 7.
第 七 回 第 七 種 優 先 株 式	125,000株	同左	—	(注) 8.
第 八 回 第 八 種 優 先 株 式	125,000株	同左	—	(注) 9.
第 九 回 第 九 種 優 先 株 式	140,000株	同左	—	(注) 10.
第 十 回 第 十 種 優 先 株 式	140,000株	同左	—	(注) 11.
計	10,321,267.53株	同左	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成13年12月1日から半期報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式および第五回第五種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年22,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき11,250円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき3,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

当社設立の日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

② 平成13年9月30日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

③ 転換比率の修正

転換比率は、平成14年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{3,000,000\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記④に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成13年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。

③ 転換比率の修正

当初転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数＝優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年14,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。

③ 転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

5. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年47,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき23,800円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

6. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主先立ち、優先株式1株につき年7,500円の優先配当金を支払う。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき3,750円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき3,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

当社設立の日から平成14年1月31日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は1,279,300円とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成13年10月1日（以下「修正日」という。）における時価が、当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が1,279,300円（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、平成13年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、当該額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 3,000,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成14年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成14年2月1日をもって、3,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、3,000,000円を700,700円または普通株式の額面金額のいずれか高い金額で除して得られる数の普通株を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成13年12月1日から半期報告書を提出する日までの、普通株式への転換による減少分は含まれておりません。

7. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年42,000円の優先配当金を支払う。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき21,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位となる。

8. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株式に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年11,000円の優先配当金を支払う。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。但し、当該価額が、420,000円を下回る場合は420,000円とする。この場合に使用する時価は、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は平成19年10月1日とその後平成22年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{2,000,000円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該時価が2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額または普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、2,000,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記「転換比率」とは、2,000,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

9. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の優先配当金を支払う。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。但し、当該価額が、540,000円を下回る場合は540,000円とする。この場合に使用する時価は、平成16年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日とその後平成20年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該時価が2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額又は普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、2,000,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記「転換比率」とは、2,000,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

10. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年17,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は平成15年9月1日の時価に1.025を乗じ、その結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。ただし、計算の結果当初転換価額が331,000円を下回る場合は、当初転換価額は331,000円（以下「下限転換価額」という。）とする。「平成15年9月1日の時価」とは平成15年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額または331,000円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めある場合を除くほか、優先株式について株式の併合又は分割を行わない。優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

11. 第十回第十種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額は565,000円とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{1,250,000円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額または331,000円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割を行わない。優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(2) 発行済株式総数、資本金等の状況

年 月 日	発 行 済 株 式 総 数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	増 減 額	残 高	
平成13年 4月1日～ 9月30日	株 —	株 10,321,267	百万円 —	百万円 2,572,000	百万円 —	百万円 3,891,642	

(3) 大株主の状況

① 普通株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	379,158株	4.11%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	334,825	3.63
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	236,663	2.57
安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目9番1号	188,230	2.04
三菱信託銀行株式会社 (信託口)	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	178,012	1.93
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目7番3号	175,608	1.90
東洋信託銀行株式会社 (信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	132,936	1.44
安田火災海上保険株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	104,694	1.13
新日本製鐵株式會社	東京都千代田区大手町二丁目6番3号	80,523	0.87
株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4番6号	78,870	0.85
計	—	1,889,520	20.52

② 第一回第一種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	33,000株	100.00%
計	—	33,000	100.00

③ 第二回第二種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000株	100.00%
計	—	100,000	100.00

④ 第三回第三種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000株	100.00%
計	—	100,000	100.00

⑤ 第四回第四種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	150,000株	100.00%
計	—	150,000	100.00

⑥ 第五回第五種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
エフアイエフビー・ホールディング・サービスイズ (ビーブイアイ) リミテッド (常任代理人株式会社富士銀行 兜町カストディ業務室)	シーダーハウス, 41シーダー アベニュー, ハミルトン HM12, バミューダ (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	52,411株	100.00%
計	—	52,411	100.00

⑦ 第六回第六種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	150,000株	100.00%
計	—	150,000	100.00

⑧ 第七回第七種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	125,000株	100.00%
計	—	125,000	100.00

⑨ 第八回第八種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	125,000株	100.00%
計	—	125,000	100.00

⑩ 第九回第九種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	140,000株	100.00%
計	—	140,000	100.00

⑪ 第十回第十種優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	140,000株	100.00%
計	—	140,000	100.00

(4) 議決権の状況

平成13年9月30日現在

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		端株数	摘要
		自己株式等	その他		
	1,115,411株	1,105株	9,175,814株	28,937.53株	(注)

- (注) 1. 「端株数」には、当社所有の自己株式0.16株が含まれております。
2. 「端株数」には、相互保有株式として第一勧銀カード株式会社0.20株、日本抵当証券株式会社0.20株の合計0.40株が含まれております。
3. 「議決権のある株式数」の「その他」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が881株含まれております。

自 己 株 式 等	所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合	摘要
	氏名又は名称	住所	自己名義	他人名義	計		
	株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	10株	一株	10株	0.00%	
	第一勧銀カード株式会社	東京都中央区日本橋小網町6番1号	22	—	22	0.00	
	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号	576	—	576	0.00	
	日本抵当証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号	447	—	447	0.00	
	富士銀ファクター株式会社	東京都中央区築地四丁目1番1号	50	—	50	0.00	
	計	—	1,105	—	1,105	0.01	(注)

- (注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない当社株式が16株あります。なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「議決権のある株式数」欄の「その他」に含まれております。
2. このほか、相互保有株式として、株主名簿上は勸角証券株式会社（現みずほインベスターズ証券株式会社）名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が5株、株式会社富士銀行名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が2株、株式会社日本興業銀行名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が17株、安田信託銀行株式会社名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が3株あります。
- なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「議決権のある株式数」欄の「その他」に含まれております。

2. 株価の推移

当該中間会計期間における月別最高・最低株価	月 別	平成13年4月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	最 高	810千円	805	643	572	555	556
	最 低	625千円	600	482	404	446	455

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3. 役員の状況

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 経理の状況



1. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則（「証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成13年9月25日付内閣府令第76号）附則第3条ただし書きを適用）に基づいて作成しております。
3. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び当中間会計期間の中間財務諸表については、新日本監査法人及び中央青山監査法人により監査証明を受けております。
その中間監査報告書は、中間連結財務諸表及び中間財務諸表のそれぞれの直前に掲げております。
なお、監査法人太田昭和センチュリーは、平成13年7月1日付をもって、名称を新日本監査法人に変更しております。

中 間 監 査 報 告 書





平成13年12月21日

株式会社みずほホールディングス
取締役社長 杉田力之 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 大庭 詩司 
関与社員
代表社員 公認会計士 山手 章 
関与社員

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 河 良好夫 
関与社員
代表社員 公認会計士 岩原 淳一 
関与社員
代表社員 公認会計士 鈴木 啓之 
関与社員
代表社員 公認会計士 成澤 和己 
関与社員

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社みずほホールディングス及び連結子会社の平成13年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間連結会計期間より、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、その他有価証券及びその他の金銭の信託のうち時価のあるものの評価の方法について金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これにより中間連結財務諸表を作成している。

以 上

1. 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

① 中間連結貸借対照表 (資産の部)

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成13年3月31日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
現 金 預 け 金 ※8		5,848,953	3.57%	5,011,232	3.06%
コールローン及び買入手形 ※8		1,463,670	0.89	2,343,046	1.43
買 現 先 勘 定		3,609,184	2.20	—	—
買 入 金 銭 債 権		669,465	0.41	703,619	0.43
特 定 取 引 資 産 ※2,8		11,019,131	6.73	10,877,475	6.65
金 銭 の 信 託		251,165	0.15	392,367	0.24
有 価 証 券 ※1,2,8,9		25,801,785	15.76	28,062,563	17.17
貸 出 金 ※3,4,5 6,7,8,9		90,587,678	55.33	92,286,772	56.46
外 国 為 替 ※8		1,181,338	0.72	845,277	0.52
そ の 他 資 産 ※2,8, 10,15		15,219,025	9.30	14,940,725	9.14
動 産 不 動 産 ※8,11, 12		1,735,351	1.06	1,713,356	1.05
債 券 繰 延 資 産		5,544	0.00	9,531	0.01
繰 延 税 金 資 産		2,253,622	1.38	1,663,971	1.02
連 結 調 整 勘 定		107,996	0.07	107,764	0.07
支 払 承 諾 見 返		5,896,764	3.60	6,129,641	3.75
貸 倒 引 当 金		△1,909,131	△1.17	△1,627,632	△1.00
投 資 損 失 引 当 金		△4,587	△0.00	△4,233	△0.00
資産の部合計		163,736,959	100.00	163,455,480	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成13年3月31日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
預 金 ※8		70,016,895	42.76%	67,324,809	41.19%
譲 渡 性 預 金		15,181,513	9.27	12,851,673	7.86
債 券		16,715,716	10.21	17,848,257	10.92
コールマネー及び売渡手形 ※8		7,867,022	4.81	13,208,076	8.08
売 現 先 勘 定 ※8		6,513,491	3.98	—	—
コマーシャル・ペーパー		1,306,389	0.80	2,369,254	1.45
特 定 取 引 負 債 ※8		6,373,495	3.89	4,687,700	2.87
借 用 金 ※8,13		3,787,083	2.31	3,871,945	2.37
外 国 為 替 ※8		631,221	0.39	273,849	0.17
社 債 ※14		4,097,149	2.50	3,998,017	2.44
転 換 社 債		7,436	0.00	8,088	0.00
信 託 勘 定 借		1,530,204	0.94	1,826,412	1.12
そ の 他 負 債 ※8		16,957,429	10.36	21,186,842	12.96
賞 与 引 当 金		23,554	0.01	—	—
退 職 給 付 引 当 金		80,184	0.05	126,050	0.08
債 権 売 却 損 失 引 当 金		121,972	0.07	199,093	0.12
特 定 債 務 者 支 援 引 当 金		195,512	0.12	159,628	0.10
偶 発 損 失 引 当 金		8,180	0.00	24,032	0.01
特 別 法 上 の 引 当 金		884	0.00	708	0.00
繰 延 税 金 負 債		15,531	0.01	11,462	0.01
再評価に係る繰延税金負債 ※11		342,213	0.21	343,728	0.21
支 払 承 諾		5,896,764	3.60	6,129,641	3.75
負債の部合計		157,669,847	96.29	156,449,275	95.71
少 数 株 主 持 分		765,762	0.47	751,933	0.46
資 本 金		2,572,000	1.57	2,572,000	1.57
資 本 準 備 金		2,203,747	1.35	2,203,747	1.35
再 評 価 差 額 金 ※11		546,415	0.33	548,533	0.34
連 結 剰 余 金		801,612	0.49	1,107,231	0.68
その他有価証券評価差額金		△691,702	△0.42	—	—
為 替 換 算 調 整 勘 定		△128,672	△0.08	△175,430	△0.11
計		5,303,401	3.24	6,256,083	3.83
自 己 株 式		△5	△0.00	△0	△0.00
子会社の所有する親会社株式		△2,046	△0.00	△1,812	△0.00
資本の部合計		5,301,350	3.24	6,254,270	3.83
負債、少数株主持分及び資本の部合計		163,736,959	100.00	163,455,480	100.00

② 中間連結損益計算書

(金額単位 百万円)

科 目	当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕		前連結会計年度 要約連結損益計算書 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕	
	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	2,773,713	100.00%	5,756,975	100.00%
資 金 運 用 収 益	1,616,091		3,512,272	
(うち貸出金利息)	(1,096,127)		(2,472,492)	
(うち有価証券利息配当金)	(277,346)		(451,472)	
信 託 報 酬	22,123		65,111	
役 務 取 引 等 収 益	264,567		513,194	
特 定 取 引 収 益	100,004		156,508	
そ の 他 業 務 収 益	358,268		577,125	
そ の 他 経 常 収 益 ※1	412,656		932,763	
経 常 費 用	3,164,735	114.10	5,182,118	90.01
資 金 調 達 費 用	869,835		2,158,303	
(うち預金利息)	(283,865)		(757,227)	
(うち債券利息)	(85,915)		(207,599)	
(うち債券発行差金償却)	(6,598)		(14,047)	
役 務 取 引 等 費 用	46,845		85,262	
そ の 他 業 務 費 用	206,942		431,320	
営 業 経 費	637,874		1,228,618	
そ の 他 経 常 費 用 ※2	1,403,238		1,278,614	
経 常 利 益 (△は経常損失)	△391,022	△14.10	574,857	9.99
特 別 利 益 ※3	17,391	0.63	156,766	2.72
特 別 損 失 ※4	28,981	1.05	251,546	4.37
税金等調整前中間(当期)純利益 (△は税金等調整前中間(当期)純損失)	△402,612	△14.52	480,077	8.34
法人税、住民税及び事業税	18,892	0.68	51,621	0.90
法人税等調整額	△136,169	△4.91	146,376	2.54
少数株主利益 (△は少数株主損失)	△20,698	△0.75	70,819	1.23
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	△264,637	△9.54	211,260	3.67

③ 中間連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別	当中間連結会計期間 〔自 平成13年 4月 1日〕 〔至 平成13年 9月 30日〕	前連結会計年度 連結剰余金計算書 〔自 平成12年 4月 1日〕 〔至 平成13年 3月 31日〕
		金 額	金 額
連結剰余金期首残高		1,107,231	917,065
連結剰余金増加高		2,426	22,478
連結子会社の減少に伴う剰余金増加高		—	730
持分法適用関連会社の減少に伴う剰余金増加高		21	—
再評価差額金取崩による剰余金増加高		2,404	21,748
連結剰余金減少高		43,408	43,572
配 当 金		43,407	43,407
役 員 賞 与		0	0
連結子会社の減少に伴う剰余金減少高		—	147
持分法適用関連会社の減少に伴う剰余金減少高		—	17
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)		△264,637	211,260
連結剰余金中間期末(期末)残高		801,612	1,107,231

④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		[自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月 30日]	連結キャッシュ・フロー計算書 [自 平成12年 4月 1日 至 平成13年 3月 31日]
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益 (△は税金等調整前中間(当期)純損失)		△402,612	480,077
減価償却費		42,715	75,283
連結調整勘定償却額		14,297	23,002
持分法による投資損益(△)		1,089	△18,036
貸倒引当金の増加額		276,525	△421,915
投資損失引当金の増加額		354	△7,631
債権売却損失引当金の増加額		△77,120	△110,663
特定債務者支援引当金の増加額		35,883	△64,023
偶発損失引当金の増加額		△15,852	10,094
賞与引当金の増加額		23,554	—
退職給与引当金の増加額		—	△145,991
退職給付引当金の増加額		9,978	125,957
資金運用収益		△1,616,091	△3,512,272
資金調達費用		869,835	2,158,303
有価証券関係損益(△)		△162,533	△700,515
金銭の信託の運用損益(△)		20,829	9,000
為替差損益(△)		84,400	△578,274
動産不動産処分損益(△)		7,820	38,337
退職給付信託設定関係損益(△)		△74,592	△11,789
特定取引資産の純増(△)減		△207	△582,053
特定取引負債の純増(△)減		1,522,415	△79,145
貸出金の純増(△)減		2,025,650	442,231
預金の純増減(△)		2,746,849	2,414,669
譲渡性預金の純増減(△)		2,322,992	△210,890
債券の純増減(△)		△1,130,040	△1,531,894
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		73,299	△182,296
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減		△144,290	253,674
譲渡性預け金の純増(△)減		13,045	△46,169
コールローン等の純増(△)減		△2,597,556	716,387
債券借入取引担保金の純増(△)減		△281,736	192,795
コールマネー等の純増減(△)		1,080,810	2,053,226
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)		△1,100,938	981,573
債券貸付取引担保金の純増減(△)		511,690	907,528
外国為替(資産)の純増(△)減		△347,219	54,677
外国為替(負債)の純増減(△)		360,304	△77,391
普通社債の発行・償還による純増減(△)		△80,799	△104,109
信託勘定借の純増減(△)		△290,184	246,308
資金運用による収入		1,668,846	3,526,703
資金調達による支出		△954,086	△2,210,161
その他		△3,248,304	△1,154,274
小計		1,189,021	2,960,333
法人税等の支払額		△37,497	△41,535
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,151,524	2,918,798

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		[自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日]	連結キャッシュ・フロー計算書 [自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日]
II	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有価証券の取得による支出	△34,377,074	△80,782,961
	有価証券の売却による収入	24,930,313	58,620,081
	有価証券の償還による収入	9,102,528	18,957,642
	金銭の信託の増加による支出	△48,844	△756,913
	金銭の信託の減少による収入	171,652	655,289
	動産不動産の取得による支出	△77,655	△117,718
	動産不動産の売却による収入	33,999	63,299
	連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出	△935	—
	連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得による支出	△1,085	△961
	連結範囲の変動を伴わない子会社株式の売却による収入	—	47
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△267,101	△3,362,193
III	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	劣後特約付借入による収入	116,000	166,000
	劣後特約付借入金の返済による支出	△402,700	△306,778
	劣後特約付社債・転換社債の発行による収入	263,800	316,134
	劣後特約付社債・転換社債の償還による支出	△159,558	△381,781
	少数株主からの払込みによる収入	21,856	800
	少数株主への払戻しによる支出	△15,568	—
	配当金支払額	△43,364	△43,407
	株式移転交付金支払額	—	△43,351
	少数株主への配当金支払額	△22,480	△42,259
	自己株式の取得による支出	△243	△2,814
	自己株式の売却による収入	233	2,693
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△242,025	△334,763
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額	7,001	15,074
V	現金及び現金同等物の増加額	649,399	△763,083
VI	現金及び現金同等物の期首残高	2,219,805	2,982,889
VII	新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	46	—
VIII	連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額(△)	—	△0
IX	現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	2,869,251	2,219,805

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間連結会計期間 [自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日]	前連結会計年度 [自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日]
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 309社 主要な会社名 株式会社第一勧業銀行 株式会社富士銀行 株式会社日本興業銀行 みずほ証券株式会社 みずほ信託銀行株式会社 (2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 日本キャリエール株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 290社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 日本キャリエール株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 83社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 (2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 日本キャリエール株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の関連会社 91社 主要な会社名 The CIT Group, Inc. 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 (2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 日本キャリエール株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

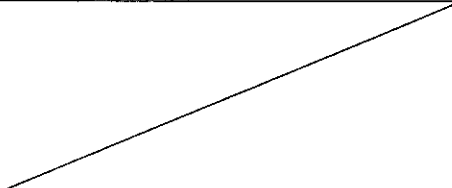
	当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕																												
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>235社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>65社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>3社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日、5月末日及び12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	5月末日	2社	6月末日	235社	7月末日	1社	8月末日	2社	9月末日	65社	12月末日	3社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>6月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>216社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>64社</td></tr> </table> <p>(2) 6月末日、10月末日及び11月末日を決算日とする連結子会社は、平成12年12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月末日	4社	10月末日	1社	11月末日	2社	12月末日	216社	1月末日	1社	2月末日	2社	3月末日	64社
4月末日	1社																													
5月末日	2社																													
6月末日	235社																													
7月末日	1社																													
8月末日	2社																													
9月末日	65社																													
12月末日	3社																													
6月末日	4社																													
10月末日	1社																													
11月末日	2社																													
12月末日	216社																													
1月末日	1社																													
2月末日	2社																													
3月末日	64社																													
4. 資本連結手続に関する事項	<p>(1) 持分プーリング法の適用</p> <p>株式会社第一勸業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行（以下「三行」）は、株式移転制度を利用して共同で完全親会社となる株式会社みずほホールディングス（以下「親会社」）を設立いたしました。</p> <p>この企業結合に関する資本連結手続は「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号）に準拠し、持分プーリング法を適用しております。持分プーリング法とは、企業結合が生じた事業年度において、その結合が事業年度のどの時点で生じたかにかかわらず、基本的に結合当事会社の財務諸表を合算する方法であります。</p> <p>(2) 企業結合を持分の結合と判定した根拠</p> <p>今回の企業結合については、以下の点等を総合的に考慮し、リスクと便益が継続的に共有され、取得会社を識別することができないため、持分の結合に該当すると判断いたしました。</p>	<p>(1) 持分プーリング法の適用</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 企業結合を持分の結合と判定した根拠</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																												

	当中間連結会計期間 [自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日]	前連結会計年度 [自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日]												
	<p>① 三行の議決権付普通株式のほとんどすべてが実質同一内容の親会社の議決権付普通株式と交換され、交換後の株式に重要な制限がないこと。</p> <p>② 三行の公正な評価額が著しく異なっていないこと。</p> <p>統合の新聞報道がなされた日の前日である平成11年8月18日現在の東京証券取引所終値に同日における議決権付普通株式発行済株式総数を乗じることにより算定した三行の時価総額の割合が以下のとおり、著しく異なっていないこと。</p> <table border="1" data-bbox="560 835 963 960"> <tr> <td>株式会社 第一勧業 銀行</td> <td>株式会社 富士銀行</td> <td>株式会社 日本興業 銀行</td> </tr> <tr> <td>1.094</td> <td>1.258</td> <td>1.000</td> </tr> </table> <p>(便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。)</p> <p>また、統合比率算定の際に参照した平成11年4月1日から同年8月18日までの終値平均値に基づいて三行の時価総額を算定した場合であっても、その割合が以下のとおり著しく異なっていないこと。</p> <table border="1" data-bbox="560 1267 963 1393"> <tr> <td>株式会社 第一勧業 銀行</td> <td>株式会社 富士銀行</td> <td>株式会社 日本興業 銀行</td> </tr> <tr> <td>1.078</td> <td>1.192</td> <td>1.000</td> </tr> </table> <p>(便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。)</p> <p>③ 三行のいずれも契約等により親会社の重要な財務及び営業又は事業方針の決定を支配する権限を有していないこと。</p> <p>④ 三行のいずれも親会社の取締役会その他意思決定機関を支配する事実が存在しないこと。</p>	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.094	1.258	1.000	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.078	1.192	1.000	<p>同左</p>
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行												
1.094	1.258	1.000												
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行												
1.078	1.192	1.000												

	当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕
5. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	当中間連結会計期間 [自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日]	前連結会計年度 [自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日]
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価の無いものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、主として移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、主として時価法により行っております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産</p> <p>動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>なお、一部の国内銀行連結子会社の建物に含まれる建物附属設備及び構築物については従来定率法を採用していましたが、店舗等の建物等の使用価値はその残存期間を通じて概ね一定であり、時の経過に応じて均等に償却することがより適切な期間損益を反映すると考えられることから、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。この変更により、従来の方によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ1,525百万円減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産</p> <p>動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p>

	当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕
	<p>また、当社及び国内連結子会社の電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当中間連結会計期間より主として5年に変更しております。この変更に伴い、経常損失、税金等調整前中間純損失はそれぞれ1,302百万円増加しております。</p> <p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>② ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 債券繰延資産の処理方法</p> <p>① 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>② 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(5) 債券繰延資産の処理方法 同左</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上して</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上して</p>

	当中間連結会計期間 [自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日]	前連結会計年度 [自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日]
	<p>おります。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,749,034百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>は、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,838,028百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	

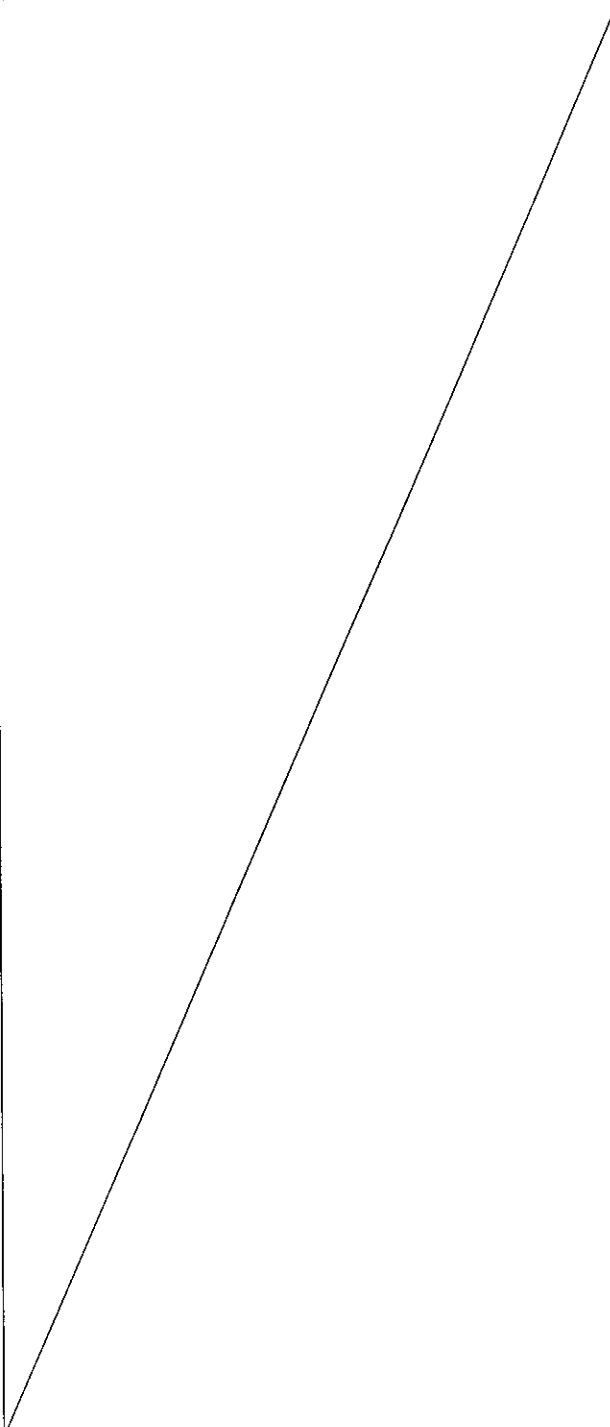
	当中間連結会計期間 [自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日]	前連結会計年度 [自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日]
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異（353,107百万円）については、前連結会計年度の退職給付信託の設定により144,166百万円を一時費用処理した残額について主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（351,530百万円）については、退職給付信託の設定により144,166百万円を一時費用処理するとともに、残額については主として5年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(10) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(11) 特定債務者支援引当金の計上基準</p> <p>再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(10) 特定債務者支援引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

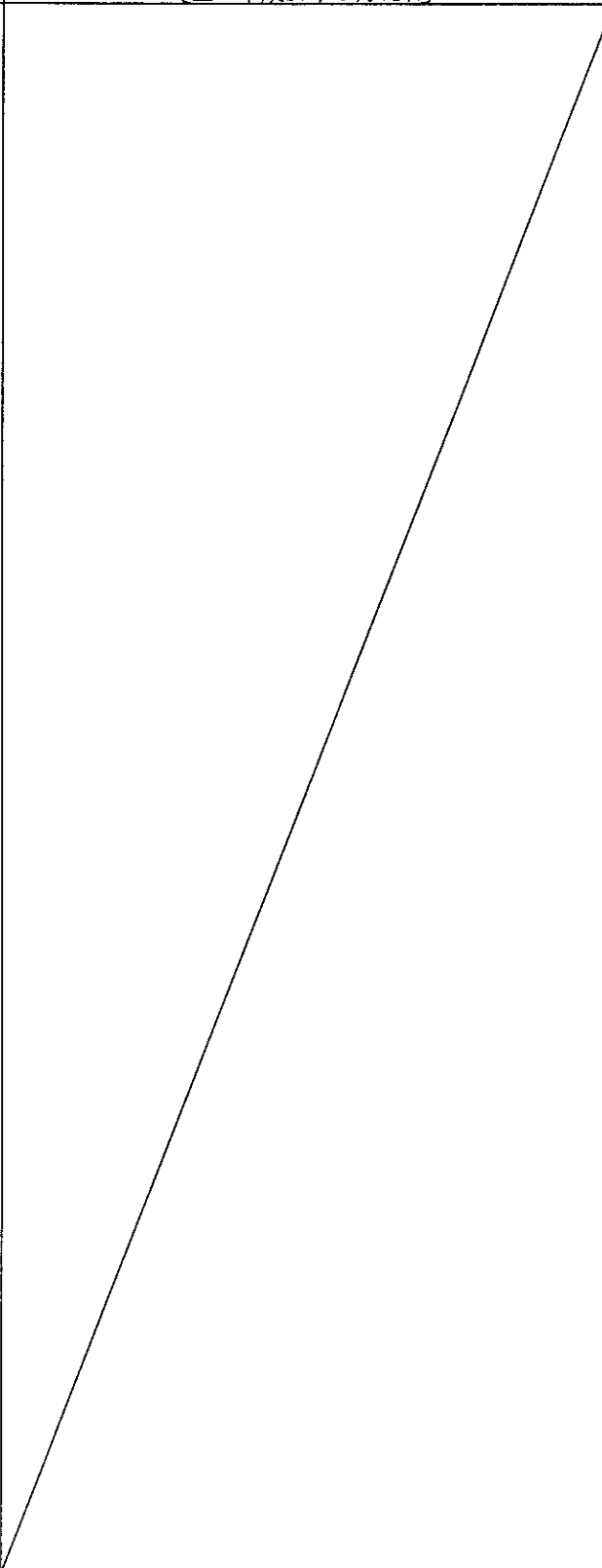
	当中間連結会計期間 [自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日]	前連結会計年度 [自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日]
	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金112百万円及び証券取引責任準備金772百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金</p> <p>金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金</p> <p>証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金104百万円及び証券取引責任準備金603百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（但し外貨にて調達したものを除く）、②その他国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないとした外貨建資産は取得時の為替相場、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないとした外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	当中間連結会計期間 [自 平成13年4月1日] [至 平成13年9月30日]	前連結会計年度 [自 平成12年4月1日] [至 平成13年3月31日]
	<p>(15) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっておりますが、一部の海外連結子会社については売買取引に準じた会計処理方法によっております。</p>	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っておりますが、一部の国内リース連結子会社は、デリバティブ取引を用いて、長期固定料率に基づくリース料収入と多数の契約から成り短期変動金利を中心とする資金調達との金利構造のミスマッチに起因して、金融負債から生じるキャッシュ・フロー変動リスクを総体として管理する「負債の包括ヘッジ」も行っております。これは、「リース業における金融商品会計基準</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っておりますが、一部の国内リース連結子会社は、デリバティブ取引を用いて、長期固定料率に基づくリース料収入と多数の契約から成り短期変動金利を中心とする資金調達との金利構造のミスマッチに起因して、金融負債から生じるキャッシュ・フロー変動リスクを総体として管理する「負債の包括ヘッジ」も行っております。これは、「リース業における金融商品会計基準</p>

	当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕
	適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められたヘッジ手法であり、会計処理の方法としては繰延ヘッジ会計によっております。なお、この「負債の包括ヘッジ」に利用するデリバティブ取引は、金利スワップ取引等であり、契約額は73,642百万円、時価は△1,428百万円、評価差額は△1,438百万円であります。	適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められたヘッジ手法であり、会計処理の方法としては繰延ヘッジ会計によっております。なお、この「負債の包括ヘッジ」に利用するデリバティブ取引は、金利スワップ取引等であり、契約額は79,800百万円、時価は△1,819百万円、評価差額は△1,857百万円であります。
	(17) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。	(16) 消費税等の会計処理 同左
	(18) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内銀行連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	/
6. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

(追加情報)

<p>当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕</p>	<p>前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕</p>
<p>(金融商品会計)</p> <p>金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））の適用に伴い、当中間連結会計期間から次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 国内銀行連結子会社の現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。なお、この変更に伴い、「その他資産」中の保管有価証券等並びに「その他負債」中の借入有価証券及び借入商品債券は、それぞれ1,496,896百万円増加しております。また、従来「その他資産」及び「その他負債」に純額で含まれていた現先取引の約定見返勘定は、当中間連結会計期間より計上しておりません。</p> <p>(2) その他有価証券及びその他の金銭の信託を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。この結果、有価証券（譲渡性預け金及びコマースナル・ペーパー等を含む）が1,150,811百万円減少する一方、金銭の信託が1,093百万円増加し、その他有価証券評価差額金が△691,702百万円計上されております。</p> <p>(3) その他有価証券の売買契約の認識基準の変更や未収配当金の見積計上等により、有価証券が319,212百万円、その他資産が8,366百万円、その他負債が319,153百万円それぞれ増加し、経常損失、税金等調整前中間純損失はそれぞれ27,446百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、「(セグメント情報)」に記載しております。</p>	

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕</p>
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年4月10日）に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、有価証券は23百万円増加し、その他資産は2,600百万円減少しております。また、その他負債は3,203百万円、為替換算調整勘定は434百万円増加し、経常損失、税金等調整前中間純損失はそれぞれ6,214百万円増加しております。</p> <p>外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>	

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕</p>														
<p>また、異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を交換し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>	/														
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>従業員賞与の未払計上額については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15）により、当中間連結会計期間から「賞与引当金」として表示しております。</p> <p>なお、この変更により、その他負債が23,554百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。</p>	/														
/	<p>当連結会計年度においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第9号附則第3項によるその他有価証券に係る連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。また、以下の金額には「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「金銭の信託」中のその他の金銭の信託が含まれております。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">連結貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">25,938,320百万円</td> </tr> <tr> <td>時価</td> <td style="text-align: right;">25,662,865百万円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">△275,445百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産相当額</td> <td style="text-align: right;">105,613百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分相当額</td> <td style="text-align: right;">△3,675百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額</td> <td style="text-align: right;">3,811百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金相当額</td> <td style="text-align: right;">△162,354百万円</td> </tr> </table>	連結貸借対照表計上額	25,938,320百万円	時価	25,662,865百万円	差額	△275,445百万円	繰延税金資産相当額	105,613百万円	少数株主持分相当額	△3,675百万円	持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額	3,811百万円	その他有価証券評価差額金相当額	△162,354百万円
連結貸借対照表計上額	25,938,320百万円														
時価	25,662,865百万円														
差額	△275,445百万円														
繰延税金資産相当額	105,613百万円														
少数株主持分相当額	△3,675百万円														
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額	3,811百万円														
その他有価証券評価差額金相当額	△162,354百万円														

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式212,183百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 消費貸借契約(債券貸借取引及び現金担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計5,159,733百万円含まれております。また、使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計4,310百万円含まれております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は586,579百万円、延滞債権額は2,911,883百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は155,598百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,589,946百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,244,009百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式375,476百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計6,274,978百万円含まれております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は470,031百万円、延滞債権額は2,169,692百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は124,800百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,791,770百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,556,295百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)																																																				
<p>※7. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1,130,240百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 2em;">現金預け金</td><td style="text-align: right;">1,564百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">特定取引資産</td><td style="text-align: right;">2,896,979百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">有価証券</td><td style="text-align: right;">8,539,576百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">貸出金</td><td style="text-align: right;">3,044,089百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">外国為替</td><td style="text-align: right;">5,741百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">その他資産</td><td style="text-align: right;">1,383,590百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">動産不動産</td><td style="text-align: right;">114百万円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 2em;">預金</td><td style="text-align: right;">151,236百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">4,136,396百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">売現先勘定</td><td style="text-align: right;">4,659,561百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">特定取引負債</td><td style="text-align: right;">339,469百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">借入金</td><td style="text-align: right;">169,501百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">外国為替</td><td style="text-align: right;">17,135百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">その他負債</td><td style="text-align: right;">15,060百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金 の担保として4,694百万円、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金 預け金86,200百万円、特定取引資産16,601百万円、 有価証券3,226,705百万円、貸出金332,839百万円、 その他資産412,971百万円を差し入れております。</p> <p>また、非連結子会社及び関連会社の借入金等のた めの担保提供はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は188,335 百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 35,737百万円、債券借入取引担保金は3,066,912百 万円であります。</p>	現金預け金	1,564百万円	特定取引資産	2,896,979百万円	有価証券	8,539,576百万円	貸出金	3,044,089百万円	外国為替	5,741百万円	その他資産	1,383,590百万円	動産不動産	114百万円	預金	151,236百万円	コールマネー及び売渡手形	4,136,396百万円	売現先勘定	4,659,561百万円	特定取引負債	339,469百万円	借入金	169,501百万円	外国為替	17,135百万円	その他負債	15,060百万円	<p>※7. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1,278,023百万円 であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 2em;">現金預け金</td><td style="text-align: right;">1,761百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">コールローン及び買入手形</td><td style="text-align: right;">50,000百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">特定取引資産</td><td style="text-align: right;">1,002,499百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">有価証券</td><td style="text-align: right;">7,473,073百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">貸出金</td><td style="text-align: right;">3,273,799百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">その他資産</td><td style="text-align: right;">344,964百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">動産不動産</td><td style="text-align: right;">136百万円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 2em;">預金</td><td style="text-align: right;">452,944百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">5,870,347百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">特定取引負債</td><td style="text-align: right;">235,254百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">借入金</td><td style="text-align: right;">77,274百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 2em;">その他負債</td><td style="text-align: right;">64,898百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入 金の担保として7,593百万円差し入れております。 また、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、現金預け金95,536百万円、特 定取引資産15,943百万円、有価証券3,454,548百万 円、貸出金368,116百万円、その他資産45,734百万 円を差し入れております。</p> <p>また、非連結子会社及び関連会社の借入金等のた めの担保提供はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は184,914 百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 46,429百万円、債券借入取引担保金は2,785,176百 万円あります。</p>	現金預け金	1,761百万円	コールローン及び買入手形	50,000百万円	特定取引資産	1,002,499百万円	有価証券	7,473,073百万円	貸出金	3,273,799百万円	その他資産	344,964百万円	動産不動産	136百万円	預金	452,944百万円	コールマネー及び売渡手形	5,870,347百万円	特定取引負債	235,254百万円	借入金	77,274百万円	その他負債	64,898百万円
現金預け金	1,564百万円																																																				
特定取引資産	2,896,979百万円																																																				
有価証券	8,539,576百万円																																																				
貸出金	3,044,089百万円																																																				
外国為替	5,741百万円																																																				
その他資産	1,383,590百万円																																																				
動産不動産	114百万円																																																				
預金	151,236百万円																																																				
コールマネー及び売渡手形	4,136,396百万円																																																				
売現先勘定	4,659,561百万円																																																				
特定取引負債	339,469百万円																																																				
借入金	169,501百万円																																																				
外国為替	17,135百万円																																																				
その他負債	15,060百万円																																																				
現金預け金	1,761百万円																																																				
コールローン及び買入手形	50,000百万円																																																				
特定取引資産	1,002,499百万円																																																				
有価証券	7,473,073百万円																																																				
貸出金	3,273,799百万円																																																				
その他資産	344,964百万円																																																				
動産不動産	136百万円																																																				
預金	452,944百万円																																																				
コールマネー及び売渡手形	5,870,347百万円																																																				
特定取引負債	235,254百万円																																																				
借入金	77,274百万円																																																				
その他負債	64,898百万円																																																				

当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は47,667,344百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が41,689,837百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,382,930百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,987,695百万円であります。</p> <p>※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は46,196,982百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が39,820,509百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,417,549百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,901,193百万円であります。</p> <p>※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 189,246百万円</p> <p>なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。</p>

当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
※12. 動産不動産の減価償却累計額 805,437百万円	※12. 動産不動産の減価償却累計額 793,130百万円
※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,975,019百万円が含まれております。	※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,261,707百万円が含まれております。
※14. 社債には、劣後特約付社債3,314,407百万円が含まれております。	※14. 社債には、劣後特約付社債3,191,880百万円が含まれております。
<p>※15. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴の判決を受けましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴されております。</p>	<p>※15. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴の判決を受けましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴されております。</p>
<p>16. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託元本金額は合同運用指定金銭信託703,596百万円、貸付信託2,024,332百万円であります。</p>	<p>16. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託元本金額は合同運用指定金銭信託665,796百万円、貸付信託2,394,557百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕
<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益288,077百万円、退職給付信託の設定益76,170百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額498,006百万円、貸出金償却434,097百万円、株式等償却207,981百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額20,803百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益706,968百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益には、退職給付信託の設定益85,681百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額185,816百万円を含んでおります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕																
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成13年9月30日現在</td> <td style="text-align: right;">(金額単位 百万円)</td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,848,953</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">△2,979,702</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,869,251</td> </tr> </table>	平成13年9月30日現在	(金額単位 百万円)	現金預け金勘定	5,848,953	中央銀行預け金を除く預け金	△2,979,702	現金及び現金同等物	2,869,251	<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成13年3月31日現在</td> <td style="text-align: right;">(金額単位 百万円)</td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,011,232</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">△2,791,427</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,219,805</td> </tr> </table>	平成13年3月31日現在	(金額単位 百万円)	現金預け金勘定	5,011,232	中央銀行預け金を除く預け金	△2,791,427	現金及び現金同等物	2,219,805
平成13年9月30日現在	(金額単位 百万円)																
現金預け金勘定	5,848,953																
中央銀行預け金を除く預け金	△2,979,702																
現金及び現金同等物	2,869,251																
平成13年3月31日現在	(金額単位 百万円)																
現金預け金勘定	5,011,232																
中央銀行預け金を除く預け金	△2,791,427																
現金及び現金同等物	2,219,805																

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日〕				前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日〕			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) 借手側				(1) 借手側			
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額				・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額			
	動産	その他	合計		動産	その他	合計
取得価額相当額	62,987百万円	1,622百万円	64,609百万円	取得価額相当額	66,254百万円	1,905百万円	68,159百万円
減価償却累計額相当額	31,194百万円	934百万円	32,128百万円	減価償却累計額相当額	36,334百万円	1,119百万円	37,454百万円
中間連結会計期間末残高相当額	31,792百万円	688百万円	32,480百万円	年度末残高相当額	29,919百万円	785百万円	30,705百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額				・未経過リース料年度末残高相当額			
	1年内	1年超	合計		1年内	1年超	合計
未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	10,337百万円	33,991百万円	44,328百万円	未経過リース料年度末残高相当額	9,755百万円	35,755百万円	45,511百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			5,708百万円	支払リース料			11,606百万円
減価償却費相当額			6,813百万円	減価償却費相当額			12,928百万円
支払利息相当額			562百万円	支払利息相当額			1,347百万円
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法			
原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。				原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。			
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。			
(2) 貸手側				(2) 貸手側			
・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高				・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高			
	動産	その他	合計		動産	その他	合計
取得価額	992,820百万円	-百万円	992,820百万円	取得価額	1,014,188百万円	2,008百万円	1,016,196百万円
減価償却累計額	498,086百万円	-百万円	498,086百万円	減価償却累計額	511,183百万円	1,289百万円	512,473百万円
中間連結会計期間末残高	494,733百万円	-百万円	494,733百万円	年度末残高	503,004百万円	718百万円	503,723百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額				・未経過リース料年度末残高相当額			
	1年内	1年超	合計		1年内	1年超	合計
未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	177,359百万円	351,488百万円	528,847百万円	未経過リース料年度末残高相当額	179,302百万円	348,991百万円	528,293百万円

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成13年3月31日〕</p>																																												
<p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">108,899百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">96,275百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">7,340百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">1年内</th> <th style="width: 20%;">1年超</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td style="text-align: right;">13,086百万円</td> <td style="text-align: right;">78,503百万円</td> <td style="text-align: right;">91,589百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 貸手側</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">1年内</th> <th style="width: 20%;">1年超</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td style="text-align: right;">1,519百万円</td> <td style="text-align: right;">2,052百万円</td> <td style="text-align: right;">3,571百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 上記1. (2)に記載した未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額528,847百万円のうち、155,916百万円を担保に提供しております。</p>	受取リース料	108,899百万円	減価償却費	96,275百万円	受取利息相当額	7,340百万円		1年内	1年超	合計	未経過リース料	13,086百万円	78,503百万円	91,589百万円		1年内	1年超	合計	未経過リース料	1,519百万円	2,052百万円	3,571百万円	<p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">217,609百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">190,604百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">15,880百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">1年内</th> <th style="width: 20%;">1年超</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td style="text-align: right;">14,280百万円</td> <td style="text-align: right;">88,793百万円</td> <td style="text-align: right;">103,074百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 貸手側</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">1年内</th> <th style="width: 20%;">1年超</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td style="text-align: right;">3,451百万円</td> <td style="text-align: right;">3,797百万円</td> <td style="text-align: right;">7,248百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 上記1. (2)に記載した未経過リース料年度末残高相当額528,293百万円のうち、210,034百万円を担保に提供しております。</p>	受取リース料	217,609百万円	減価償却費	190,604百万円	受取利息相当額	15,880百万円		1年内	1年超	合計	未経過リース料	14,280百万円	88,793百万円	103,074百万円		1年内	1年超	合計	未経過リース料	3,451百万円	3,797百万円	7,248百万円
受取リース料	108,899百万円																																												
減価償却費	96,275百万円																																												
受取利息相当額	7,340百万円																																												
	1年内	1年超	合計																																										
未経過リース料	13,086百万円	78,503百万円	91,589百万円																																										
	1年内	1年超	合計																																										
未経過リース料	1,519百万円	2,052百万円	3,571百万円																																										
受取リース料	217,609百万円																																												
減価償却費	190,604百万円																																												
受取利息相当額	15,880百万円																																												
	1年内	1年超	合計																																										
未経過リース料	14,280百万円	88,793百万円	103,074百万円																																										
	1年内	1年超	合計																																										
未経過リース料	3,451百万円	3,797百万円	7,248百万円																																										

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー等を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連株式会社で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

(当中間連結会計期間末)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)				
		取 得 原 価	中間連結貸借 対照表計上額	評 価 差 額	う ち 益	う ち 損
株式		7,352,544	6,198,270	△1,154,274	388,253	1,542,528
債券		12,380,163	12,370,069	△10,094	22,900	32,995
	国債	11,709,058	11,683,342	△25,716	5,706	31,422
	地方債	280,089	288,079	7,989	8,245	255
	社債	391,015	398,647	7,631	8,948	1,317
その他		5,393,624	5,407,075	13,450	67,039	53,589
合計		25,126,333	23,975,414	△1,150,918	478,193	1,629,112

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	320,747
非公募債券等	851,551

(前連結会計年度末)

1. 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)	
		連結貸借対照表計上額	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券		7,921,803	6,489

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

前連結会計年度においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価をおこなっておりません。

なお、平成12年大蔵省令第9号附則第3項によるその他有価証券に係る連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)				
		連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち	
					益	損
株式		7,912,749	7,605,519	△307,230	765,889	1,073,119
債券		12,363,591	12,395,915	32,323	45,012	12,688
国債		11,641,796	11,655,409	13,613	25,457	11,843
地方債		261,816	269,804	7,988	8,107	119
社債		459,979	470,700	10,721	11,446	725
その他		5,656,530	5,655,785	△745	53,565	54,310
合計		25,932,871	25,657,219	△275,651	864,467	1,140,119

(注) 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

4. 前連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 前連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	前連結会計年度 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券		58,047,079	955,377	△ 62,658

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

種 類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	337,990
非公募債券	880,731

7. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額

(金額単位 百万円)

種 類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)			
	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
債券	7,213,291	3,371,463	2,623,373	15,698
国債	7,085,545	2,581,204	1,975,045	—
地方債	24,539	97,345	343,394	11,096
社債	103,206	692,913	304,934	4,602
その他	756,858	3,167,870	1,208,409	781,854
合計	7,970,150	6,539,334	3,831,782	797,552

(金銭の信託関係)

(当中間連結会計期間末)

1. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

(金額単位 百万円)

種 類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)				
	取 得 原 価	中間連結貸借 対照表計上額	評 価 差 額	う ち 益	う ち 損
その他の金銭の信託	3,620	4,714	1,093	1,093	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(前連結会計年度末)

1. 運用目的の金銭の信託

(金額単位 百万円)

種 類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額	前連結会計年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	386,918	△ 13,645

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度においては、その他の金銭の信託のうち時価のあるものについて時価評価を行っております。

なお、その他の金銭の信託に係る連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種 類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)				
	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
その他の金銭の信託	5,449	5,645	196	196	—

(注) 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

(その他有価証券評価差額金(相当額))

(当中間連結会計期間末)

○その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)
評価差額	△1,150,804
その他有価証券	△1,151,897
その他の金銭の信託	1,093
(+)繰延税金資産	444,719
(△)繰延税金負債	4,724
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△710,809
(△)少数株主持分相当額	△18,020
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,086
その他有価証券評価差額金	△691,702

(注) 時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(前連結会計年度末)

○その他有価証券評価差額金相当額

前連結会計年度において、その他有価証券及びその他の金銭の信託について時価評価を行った場合における、その他有価証券評価差額金相当額は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
差額(時価-連結貸借対照表計上額)	△275,455
その他有価証券	△275,651
その他の金銭の信託	196
(+)繰延税金資産相当額	105,613
その他有価証券評価差額金相当額 (持分相当額調整前)	△169,842
(△)少数株主持分相当額	△3,675
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額	3,811
その他有価証券評価差額金相当額	△162,354

(デリバティブ取引関係)

(当中間連結会計期間)

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	51,126,992	13,947	13,947
	金利オプション	23,864,285	29,879	1,471
店頭	金利先渡契約	53,639,206	7,220	7,220
	金利スワップ	523,481,249	34,490	34,490
	金利オプション	22,757,424	66,350	15,120
	合計			72,250

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	21,106,913	12,204	△17,238

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2. の取引は、上記記載から除いております。
2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	1,013,760	△236	△12,475

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直を行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直を行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種 類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	
		契 約 額 等	
取引所	通貨先物		1,365
店頭	為替予約		47,938,873
	通貨オプション		7,762,618

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種 類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
取引所	株式指数先物	57,884	△124	△124
	株式指数先物オプション	29,959	356	△8
店頭	株式店頭オプション	69,588	△1,149	△1,524
	合計			△1,657

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種 類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
取引所	債券先物	1,881,667	△2,877	△2,877
	債券先物オプション	3,361,832	1,816	135
店頭	債券店頭オプション	292,716	1,404	1,142
	合計			△1,600

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
店頭	商品オプション	80,836	9,343	291
	合計			291

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 商品はオイル、銅に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
店頭	クレジットデリバティブ	252,127	174	174
	合計			174

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(7) ウェザーデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
店頭	ウェザーデリバティブ(オプション系)	2,650	43	61
	合計			61

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 取引は降水量等に係るものであります。

(前連結会計年度末)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
〔自 平成12年4月1日〕
〔至 平成13年3月31日〕

(1) 取引の内容

当グループは、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡し取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- D. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、商品先物、商品オプション、ウェザーデリバティブ等

(2) 利用目的

当グループは、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段（ヘッジ手段）となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

当グループは、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握し、最もニーズに適した商品を選択した上で、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、適正な販売を行っております。販売に際しては、お客さまに商品の内容や商品に内在するリスク等について十分な説明を行ない、ご理解をいただいております。
- B. 「当グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」
定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

前連結会計年度
〔自 平成12年4月1日〕
〔至 平成13年3月31日〕

(5) 取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する統合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国際統一基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は4,337,831百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として統合リスク管理部を設置しております。

当社及び連結子会社は、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、月次資金調達運営方針の決定、ALM基本政策・資産負債計画・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、中核5社より統合リスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等およびリミット等の遵守状況等について定期的および必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次でCEOに、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

当グループのトレーディング業務にかかるVAR（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) VARの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%（両側98%）
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のVARの実績

- ・ 最大値：134億円
- ・ 平均値：98億円

対象期間は平成12年10月2日～平成13年3月30日

(注) VAR（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

前連結会計年度
〔自 平成12年4月1日〕
〔至 平成13年3月31日〕

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種 類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
金 利 ス ワ ッ プ	7,358,096
通 貨 ス ワ ッ プ	1,137,870
先 物 外 国 為 替 取 引	2,227,921
金 利 オ プ シ ョ ン (買)	71,456
通 貨 オ プ シ ョ ン (買)	221,859
そ の 他 の 金 融 派 生 商 品	119,521
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	△ 6,798,896
合 計	4,337,831

上記は、連結自己資本比率（国際統一基準）に基づく信用リスク相当額であります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度末（平成13年3月31日現在）			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	31,653,308	10,386,242	△385,162	△385,162
	買建	35,499,788	12,938,286	387,515	387,515
	金利オプション				
	売建	8,224,799	421,994	7,307	△ 3,255
	買建	6,486,581	578,949	10,165	5,682
店頭	金利先渡契約				
	売建	27,079,298	6,220,724	29,800	29,800
	買建	22,619,539	5,657,425	△ 28,396	△ 28,396
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	259,626,266	145,525,033	6,021,782	6,021,782
	受取変動・支払固定	262,599,202	145,215,353	△6,164,663	△6,164,663
	受取変動・支払変動	10,375,720	5,251,600	1,633	1,633
	受取固定・支払固定	2,626,411	1,995,516	3,125	3,125
	金利オプション				
	売建	8,824,099	5,742,276	11,403	△ 9,753
買建	7,087,622	4,739,979	63,914	45,046	
	合計				△ 96,645

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	17,372,314	12,285,917	225,082	101,465

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3. の取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
3. 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)		
	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	1,576,084	10,348	△ 5,114

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直を行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直を行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
		契約額等
取引所	通貨先物 売建	1,469
	買建	209
店頭	為替予約 売建	24,321,306
	買建	28,970,975
	通貨オプション 売建	4,608,183
	買建	4,571,896

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	株式指数先物				
	売建	69,338	—	1,002	1,002
	買建	15,981	—	△ 224	△ 224
	株式指数先物オプション				
	売建	35,494	—	128	△ 12
	買建	12,046	—	293	35
店頭	株式店頭オプション				
	売建	6,182	1,300	372	△ 102
	買建	15,555	4,673	986	717
	合計				1,415

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	債券先物				
	売建	621,019	—	△ 876	△ 876
	買建	441,976	—	944	944
	債券先物オプション				
	売建	503,069	—	204	402
	買建	440,881	—	898	415
店頭	債券店頭オプション				
	売建	86,079	—	217	△ 18
	買建	89,530	3,315	702	590
	合計				1,457

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度末(平成13年3月31日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	商品先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	商品先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	商品スワップ	—	—	—	—
	商品オプション				
	売建	5,031	496	330	101
買建	5,031	496	330	△ 82	
	合計				18

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度末(平成13年3月31日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	64,101	60,021	△ 504	△ 528
	買建	124,363	113,189	1,016	1,019
	合計				490

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度末（平成13年3月31日現在）			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	ウェザーデリバティブ（オプション系）				
	売建	595	—	38	33
	買建	595	—	31	△ 7
	合計				26

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は降水量等に係るものであります。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

当中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	欧 州	アジア・オセアニア	計	消去又は全	社 連 結
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,048,264	434,578	163,926	126,944	2,773,713	—	2,773,713
(2) セグメント間の内部経常収益	64,706	89,911	21,451	24,208	200,278	(200,278)	—
計	2,112,970	524,490	185,378	151,152	2,973,991	(200,278)	2,773,713
経常費用	2,480,017	503,767	176,618	163,919	3,324,323	(159,587)	3,164,735
経常利益 (△は経常損失)	△367,047	20,722	8,759	△12,767	△350,331	(40,690)	△391,022

前連結会計年度 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	欧 州	アジア・オセアニア	計	消去又は全	社 連 結
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	4,014,636	1,136,941	335,629	269,768	5,756,975	—	5,756,975
(2) セグメント間の内部経常収益	162,040	76,455	35,201	69,281	342,978	(342,978)	—
計	4,176,676	1,213,396	370,831	339,049	6,099,954	(342,978)	5,756,975
経常費用	3,735,873	1,112,686	353,817	286,742	5,489,120	(307,002)	5,182,118
経常利益	440,803	100,710	17,013	52,307	610,833	(35,976)	574,857

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に替えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 米州には、カナダ・アメリカ等が属しております。欧州には、イギリス等が属しております。アジア・オセアニアには、香港・シンガポール等が属しております。

3. 会計処理基準等の変更

(当中間連結会計期間)

金融商品に係る会計基準

市場価格のある株式の配当金につき、従来発行会社の株主総会や取締役会等において配当金に関する決議があった日の属する会計年度に収益計上してはいたしましたが、当中間連結会計期間より各銘柄の公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金額を見積り計上しております。また、当中間連結会計期間より、売買目的以外の有価証券についても売買契約の認識基準を約定基準に変更しております。これらの変更により従来の方法を適用した場合に比べ、日本について経常収益は27,446百万円増加し、経常損失は同額減少しております。

3. 海外経常収益

(金額単位 百万円)

期 別	海 外 経 常 収 益	連 結 経 常 収 益	海 外 経 常 収 益 の 連 結 経 常 収 益 に 占 め る 割 合
当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日〕	725,449	2,773,713	26.15 %
前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日〕	1,742,339	5,756,975	30.26 %

(注) 1. 一般企業の海外売上高に替えて、海外経常収益を記載しております。

2. 海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日〕
連結ベースの1株当たり純資産額	347,158円 69銭	450,667円 56銭
連結ベースの1株当たり中間(当期)純利益 (△は1株当たり中間(当期)純損失)	△28,753円 60銭	20,524円 13銭
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	—	20,109円 99銭

- (注) 1. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末の発行済普通株式数(「自己株式」及び「連結子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
2. 連結ベースの1株当たり当期純利益及び連結ベースの1株当たり中間純損失は、連結当期純利益、連結中間純損失から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「連結子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
3. なお、連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当中間連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 〔自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日〕
<p>1. 連結子会社であるFuji America Holdings, Inc は、同社が保有するHeller Financial, Inc.の株式をすべて売却いたしました。売却の内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)対象株式 Heller Financial, Inc. 普通株式</p> <p>(2)株数 51,050,000株</p> <p>(3)売却価額 2,743百万米ドル</p> <p>(4)売却益(税引後) 967百万米ドル(平成13年12月期にFuji America Holdings, Incにて計上予定)</p> <p>(5)売却先 Hawk Acquisition Corp. (General Electric Capital Corporationの100%子会社)</p> <p>(6)契約締結日 平成13年7月30日(米国時間)</p> <p>(7)売却完了日 平成13年10月24日(米国時間)</p>	<p>1. 一部の国内銀行連結子会社は関連会社であるThe CIT Group, Inc.の株式について、TYCO ACQUISITION CORP.XIX(NV)に売却する契約を平成13年3月12日(米国時間)に締結し、同6月1日(米国時間)に一連の手続きを終了しました。売却の内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)対象株式 The CIT Group, Inc. 普通株式</p> <p>(2)株数 71百万株</p> <p>(3)売却益 858百万ドル</p> <p>(4)売却価額 2,486百万ドル</p>
<p>2. 国内銀行連結子会社の取引先である株式会社青木建設は、平成13年12月6日付で民事再生手続開始の申立てを行いました。平成13年12月21日現在における当社に対する国内銀行連結子会社の債権は105,048百万円ですが、これに係る損失額は現在のところ未確定であります。</p>	

(2) その他

該当ありません。

中 間 監 査 報 告 書

平成13年12月21日


株式会社みずほホールディングス
取締役社長 杉 田 力 之 殿

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士


大屋 隆 司 

代表社員
関与社員 公認会計士


山 手 章 

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

河 原 好 夫 


代表社員
関与社員 公認会計士

岩 原 淳 一 

代表社員
関与社員 公認会計士

松 本 啓 之 

代表社員
関与社員 公認会計士

成 澤 和 己 

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社みずほホールディングスの平成13年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2. 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(金額単位 百万円)

科 目	期 別	当中間会計期間末 (平成13年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成13年3月31日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)			%		%
流動資産					
現金及び預金		82,654		28,244	
その他		19,371		19,033	
流動資産合計		102,025	1.4	47,278	0.6
固定資産					
有形固定資産 ※1		2,213		2,344	
無形固定資産		1,071		876	
投資その他の資産		7,359,048		7,359,046	
関係会社株式		6,507,049		6,507,049	
関係会社社債 ※2		650,000		650,000	
関係会社長期貸付金 ※2		200,000		200,000	
その他		1,999		1,996	
固定資産合計		7,362,333	98.6	7,362,267	99.3
繰延資産		2,700	0.0	3,086	0.1
資産合計		7,467,059	100.0	7,412,632	100.0

(金額単位 百万円)

科 目	期 別	当中間会計期間末 (平成13年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成13年3月31日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
			%		%
(負債の部)					
流動負債		770	0.0	1,225	0.0
固定負債					
社債	※3	850,000		850,000	
固定負債合計		850,000	11.4	850,000	11.5
負債合計		850,770	11.4	851,225	11.5
(資本の部)					
資本金		2,572,000	34.4	2,572,000	34.7
資本準備金		3,891,642	52.1	3,891,642	52.5
利益準備金		4,350	0.1	—	—
その他の剰余金					
中間(当期)未処分利益		148,302		97,764	
その他の剰余金合計		148,302	2.0	97,764	1.3
自己株式		△5	△0.0	—	—
資本合計		6,616,288	88.6	6,561,407	88.5
負債資本合計		7,467,059	100.0	7,412,632	100.0

② 中間損益計算書

(金額単位 百万円)

科 目	当中間会計期間 〔自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日〕			前事業年度要約損益計算書 〔自 平成12年9月29日 至 平成13年3月31日〕		
	金	額	百分比	金	額	百分比
営業収益		110,346	100.0		114,020	100.0
営業費用						
社債利息	4,078			5,723		
販売費及び一般管理費 ※1	6,489	10,567	9.6	8,237	13,961	12.2
営業利益		99,778	90.4		100,059	87.8
営業外収益		22	0.0		54	0.0
営業外費用 ※2		392	0.3		820	0.7
経常利益		99,408	90.1		99,293	87.1
税引前中間(当期)純利益		99,408	90.1		99,293	87.1
法人税、住民税及び事業税	1,067			1,678		
法人税等調整額	46	1,114	1.0	△149	1,528	1.4
中間(当期)純利益		98,294	89.1		97,764	85.7
前期繰越利益		50,007			—	
中間(当期)未処分利益		148,302			97,764	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別 項 目	当中間会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成12年9月29日〕 〔至 平成13年3月31日〕
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。	有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年～38年 器具及び備品 : 3年～20年 (2) 無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年～38年 器具及び備品 : 3年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	創立費については商法の規定により毎期均等額（5年）を償却しております。 なお、中間会計期間においては、年額の1/2を償却しております。	創立費については商法の規定により毎期均等額（5年）を償却しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により行っております。	同左
5. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

追加情報

当中間会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成12年9月29日〕 〔至 平成13年3月31日〕
前事業年度において流動資産の「その他」に計上していた自己株式（前事業年度末0百万円）は、中間財務諸表等規則の改正により当中間会計期間末においては資本の部の末尾に表示しております。	

注記事項
(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成13年9月30日)	前事業年度末 (平成13年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は466百万円となっております。</p> <p>※2. 関係会社社債及び関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※3. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は296百万円となっております。</p> <p>※2. 関係会社社債及び関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※3. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 〔自 平成13年4月1日〕 〔至 平成13年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成12年9月29日〕 〔至 平成13年3月31日〕												
<p>※1. 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">169百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 営業外費用のうち主要なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">創立費償却</td> <td style="text-align: right;">385百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	169百万円	無形固定資産	49百万円	創立費償却	385百万円	<p>※1. 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">296百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 営業外費用のうち主要なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">創立費償却</td> <td style="text-align: right;">771百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	296百万円	無形固定資産	13百万円	創立費償却	771百万円
有形固定資産	169百万円												
無形固定資産	49百万円												
創立費償却	385百万円												
有形固定資産	296百万円												
無形固定資産	13百万円												
創立費償却	771百万円												

(リース取引関係)

当中間会計期間 〔自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成12年9月29日 至 平成13年3月31日〕
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(車両)	(車両)
取得価額相当額 3百万円	取得価額相当額 3百万円
減価償却累計額相当額 2百万円	減価償却累計額相当額 1百万円
中間期末残高相当額 1百万円	期末残高相当額 1百万円
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 1百万円	1年内 2百万円
1年超 ー百万円	1年超 ー百万円
合計 1百万円	合計 2百万円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 1百万円	支払リース料 1百万円
減価償却費相当額 0百万円	減価償却費相当額 1百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を当期の減価償却費相当額とする定率法によっております。
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(2) その他

該当ありません。

第6 提出会社の参考情報

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び
その添付書類

[事業年度自 平成12年9月29日 (第1期) 至 平成13年3月31日]	平成13年6月27日 関東財務局長に提出
------------------------------------------	-------------------------

(2) 臨時報告書

平成13年8月1日
関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第15号の2（連結子会社の合併に係る契約の締結）及び同条第2項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書

平成13年9月21日
関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号（連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれの発生）に基づく臨時報告書であります。

第二部 提出会社の保証会社等の情報

該当事項ありません。